

市道路線の認定、
十七条字上街道町地内に関する
調査特別委員会

調査報告書

証人、参考人
質疑答弁資料

平成26年12月19日

瑞穂市議会

目次

別冊資料編（証人・参考人質疑答弁）

資料1	職員への参考人質疑・答弁（平成26年6月26日）	1-4
資料2	職員への参考人質疑・答弁（平成26年7月9日）	5-12
資料3	市長への証人喚問、質疑・答弁（平成26年8月7日）	13-16
資料4	副市長への参考人質疑・答弁（平成26年10月9日）	17-22
資料5	前市長、副市長への参考人質疑・答弁（平成26年10月24日）	23-24

番号	質問内容	A	B
①6月18日 決裁書について			
1	平成25年6月18日時点での、市道の編入基準(寄附採納する場合の基準)は、いつ出来たものか。	瑞穂市ということから考えると、市になってからだと思います。	6月18日時点の段階では、いつ出来たかは理解していませんでした。
2	この瑞穂市市道編入基準は、どういう性格のものか。	市道になるための基準です。	私の道路を瑞穂市の道路として寄附採納を受ける基準であると考えます。
3	内規とはどういう規則なのか。	自分達の事務を進める上での取り決めのものであり、そういう基準のものです。	基本的には、組織内部での決まりごととか、事務をする上での一定の基準であると考えます。
4	基本的には、瑞穂市市道編入基準に従って判断していた、ということではないか。	6月18日の案件に関しては、そのとおり判断したものです。	6月18日時点という意味合いであれば、判断していたということになります。
5	今回の寄附採納が受けられない問題となっている編入申請をされた道路は、どのような状態であったのか。	通り抜けが出来ない道路、袋路状道路であります。	幅員は6mで袋路状道路になります。一応境界までは達している形態の道路であるかと思えます。
6	その編入基準で、今回の寄附採納が受けられないとする部分はどこなのか。	今申し上げた所の箇所です。 再質問・通り抜けが出来ないといった所でよろしいか。 はい。	瑞穂市市道編入基準の中にもあります、2条の3項だったかな、の中の道路は、原則通り抜け道路であること。袋路状道路に関しては、原則市は管理しないの所の部分だと思います。
7	では、当時の市道の編入基準では、編入できないという6月18日付の決裁書にある回答は正しいのではないか。	その時点で申し上げますと、担当業務での平常業務の決裁でありまして、その時点では、その内容等を疑う余地はしておりませんでしたので、その時点では正しいと思っております。	この時点としては、正しいものであると考えます。
8	産業建設委員会の中で、この基準については年度当初より課題であったと答弁しているが、どの様な問題点があり、課題であったのか。	産業建設委員会での課長の発言であったものです。	私は、その年の4月から都市管理課長になりました。瑞穂市としては、毎年4月の後半から5月にかけて、その年の担当者の目標をたてる面談を、それぞれの職員と行います。その場の中で課題の一つとしまして、開発道路とか寄附採納の道路について、窓口の担当者が判断に迷うことがあるので、それともう一つ、作りかけの要綱みたいなものも実はございまして、そのものに関して、今年度、新たに一つの基準が作れるといい、というような面談をした記憶があります。
8-1	どのような協議をして要綱を制定することが一つの課題であったと答弁しているが、どの様な協議をして検討したのか。 また、その時点での資料や参考にしたものはあったのか。何回検討をしたのか。		その場で具体的に資料を用いて話をしたとか、その後、その課題について直ぐに検討会を設けたとか、そういったことはございませんでした。
8-2	年度当初より課題であったことは知っていたのか。報告があったのか。	知りませんでした。そして、報告もありませんでした。	
9	申請者への回答は誰がしたのか。	担当者だと思います。 再質問・担当でよろしいか。 はい。	都市管理課の担当がしていると思うが、具体的には、私は分かりかねます。
10	6月18日の回答をするまでに、申請者との協議は何度行われたのか。	その時点では、分かりません。	詳細に関しては、ちょっと分かりかねます。
11	申請者よりどのような資料があったのか。	その時点では、分かりません。	こちらの方も、詳細になりますので分かりかねるところでございます。
12	そのとき申請者からは、どのような意見があったのか。	分かりません。	具体的には聞いていませんので、存じておりません。
13	申請者への回答後に、何か言われたことがあるのか。	ありません。	特には、何も言われておりません。

14	申請者に回答するまで、瑞穂市道路編入基準(平成17年基準)を、市長が知っていたかわかるのか。	市長に聞いていただかないと、分かりません。 再質問 ・その時点で基準を市長が知っていたのかどうか。 分かりません。	こちら、分かりかねます。
追加	申請者には、担当者が直接電話で受け付けられないと回答をしているのですか。		おっしゃるとおり、電話で回答していると認識している。
追加	担当者は、よく理解せずに安易に回答したのか。		担当の思いもあると思いますので、ちょっと回答できません。 再質問 ・上司と相談はなかったのか。 特に具体的には、書面をもって相談も受けたことはないの、決裁文書にての報告になっている。

②7月2日会議について(平成25年7月25日決裁書)

1	7月2日で行われた会議は、どの様に招集されたのか。 また、なぜ招集することになったのか。	私が都市開発課の担当の方にメールで担当者、総括以上に流すように指示した。 理由は、日付的には記憶がありませんが、市長からの電話で招集することになった。 その時に、(市長から)息子にこの開発基準は、どうなってるんやということと言ったということで、私が開発基準に関しては説明するからという内容での招集理由だったと思います。	私のところには、メールの連絡がありまして、スケジュールが入ってあって、招集されたという形になっております。 再質問 ・部長からの回したところのメールでよろしいか。 誰が発信したのか記憶にありませんので、分かりません。
2	7月2日の会議は、どの課と、どの課で行われ、誰が招集されたのか。	都市開発課、都市管理課の担当者と総括以上であります。	都市管理課と都市開発課と、巢南庁舎の公室で行われました。 出席者は、市長、弘岡部長、開発で言うと、開発課長、開発の総括課長補佐の矢野さん。あと管理課は、私、棚橋と、総括課長補佐の平光は少し遅れてきた気がします。あと担当の野津とあと若干名開発課の方で職員が居ったような気がします。ちょっと記憶が定かでないの、そこまでの記憶でございます。
3	瑞穂市市道編入基準を検討することとなったのは、どの様な指示があったか。	開発基準についての事であり、前に申しましたその部分の取り扱いのことのものであります。 通り抜け道路でない、袋路状のこと等の説明でございます。	基本的には、岐阜県宅地開発指導要領と都市計画法に基づき、過去にも認めてきておいた案件があるということで、改めて寄附採納について基準を見直した方がいいというような指示があったと思います。 再質問 ・その時点では、過去にもあったということは、市長が言って指示をした。その時点では過去にも認められたことは課長はご存知でしたか。 その時点では、知りませんでした。
4	その席に市長はいたのか。	いました。	いました。
5	会議では、17年基準のどこが問題となったのか	今申しましたように、通り抜けでないことと、袋路状道路についてと、背割りでの道路のことだったと思います。	17年基準の、やはり袋路状道路のところの取り扱いに関してが、問題になっていたかと思えます。
6	7月2日会議では、どの様な資料があったのか。	その平面図、編入基準のコピー、その開発基準の抜粋した図面。袋路状の図面があったと思います。 再質問 ・その図面と言われましたが、どんな図面であったか説明はできますか。 開発基準の抜粋ですので、袋地状の55mの書いてあるところだったと思います。 再質問 ・説明文ではなくて図面であったのか。 開発基準要領の中からの抜粋したところの図書のコピーだったと思います。 再質問 ・申請者からの図面ということではないですか。 いいえ、違います。	資料の記憶としては、番地は消してあったと思いますが平面図みたいなものと、平成17年度作成の瑞穂市市道編入基準があったような記憶があります。 再質問 ・その平面図は、番地は消してあったけど、この問題の平面図ということなんですか。 その認識で間違いなと思います。

7	市長からは、どのような発言があり、どのような指示があったのか。	市長の発言の中では、基本的に道路幅は6mということを確認していただいたと思います。 過去の開発基準にあったようなことを言ってみたとと思います。 背割り水路の件ことも言われてました。	お話をいただいたのは、岐阜県宅地開発指導要領とか都市計画法に基づき、過去にもこういう事例があって認めてきておだったので、本来6mであれば市道として、寄附を受けるような形でやっておたぞ、というようなその旨の過去の話をしていただいた。 それと、背割り水路の突き当たりの道路が幅員5mで穂積の方は認めておだったので、5mの道路として認めるよりは、6mの幅員は必要じゃないのかという話があったような記憶があります。
8	基準の内容について、何か話があったのか。	今申したとおり、その部分を話題にしている会議だと思っております。 そのような検討というか、その部分の会議での内容のものであったと思います。	今の話と同様になります。 再質問・・・17年度内容で、今の話でよろしいか。 そうですね、今の内容になります。
9	市長は、17年基準は7月2日の会議で初めて知ったと知っているが、その時の様子はいかがだったのか。	その中で、要綱のところの時に、おかしきみたいなことを言われとったと思うのですが、わたくし的に今から思うと、電話での対応の時は、息子さんから言われた時は、そのような感覚では無かったと思います。知らなかったと、後から思うと、電話の時のやり取りから考えて、それから7月2日の会議の時に基準のところ、議論のあった時に、そこはおかしいかと言ってみましたので、知らなかったかも分かりません。	話の内容からすると、初めてだった様に思います。
10	この会議で、寄附採納を受け付けるということになった理由は何なのか。	開発基準の方向で、袋路状のところに関しての部分で、開発基準に準じているということでその方向でいくとなった。	会議の中では、過去の経緯、岐阜県宅地開発指導要領とか都市計画法に基づいて6mの幅員であれば認めてきておたことを踏まえて、そういう形に変えていったらどうかというような認識になったかと思えます。
11	その上で、基準の袋路状道路については、原則、市は管理しないとした理由は何か。	そこに関しては、分かりません。	17年度基準の過去の作られた経緯が確認できないので、私からはちょっとその理由は分かりかねます。
12	瑞穂市道路認定要綱作成のきっかけは、7月2日の会議でいいですか。	はい、いいです。	はい、よろしいかと思えます。
13	要綱作成前に寄附採納を受けるよう進めたのはなぜか。	その方向性を示したものであり、寄附採納の方向性を判断したものですから事前協議に入っていくというものでございます。 再質問・・・指示があつてのことですね。 7月2日の会議の中で行ったもので、そう判断していく開発基準要領に準じてということとっております。	部内の考え方としては、岐阜県宅地開発指導要領とか都市計画法に基づき6mの幅員があれば寄附採納を受けるというような認識の基に、業者の方とは協議が始まったのかとは考えます。
14	検討・協議をした段階で、寄附採納を受け付けるということになったのは、疑問を感じなかったのか。 17年からの基準との整合性や公平性には何も感じなかったのか。	方向性を決めましたので、その時には疑問は感じておりません。	過去の経緯から推測しても、今、仮に17年度基準の方がうまく適合できていないような基準ということであれば、修正すべきものであるとは考えました。
15	瑞穂市道路認定要綱(案)と、平成26年2月7日の要綱が違ふものができたのはなぜか。	その間の中で、担当課等々との調整を図られた中で2月7日の要綱のものにしましては、その受ける範囲、その寄附の中でも都市計画法第29条の申請に係るものは法がありますので、その部分のものでなく、都市計画区域内と市街化区域ですと1000㎡以下とか、都市計画区域外の部分のものに要綱の作成とっております。	要綱の案というのは、多分、決裁の中についておたものであると思うのですが、これも実は、過去の職員が作成途中であった要綱の様なものを、その決裁に添付した様な形があつて、2月7日のものに至るまでと、同一の様なものが2月7日になったものではなくて、中身を精査しながら変わってきておりますので、より適正といえますか、マッチしたものに修正してきたものが2月7日のものと考えております。
16	申請者と市長との関係性については、知っていたのか。	市長からの電話の時に私は知りました。	具体的には、会議の時に詳細、親子関係であることは、知ることになりました。
追加	15関連 2月7日の要綱はより何かに近づいてきた旨を言われたと思うが、何に近づいてきたのか。		瑞穂市道路認定要綱案というのは、瑞穂市市道編入基準とは違うもので、別に市道認定要綱案というものがあるという認識でおるのですが、それに対応するべく2月7日の要綱を練り上げていって、作成がしてあるという認識です。 もちろん、平成17年度作成の瑞穂市市道編入基準は、そこでバツサリ切り捨てたという訳ではなくて、それも踏まえながらより良いものが出来ればという認識であります。

追加	<p>会議から平成26年2月7日に要綱が出来るまでに、時間がかかり過ぎているがなぜか。</p>		<p>確かに時間がかかったのは、こちらの方の事務の不手際もあると思いますが、基本的には要綱作成というのは、都市管理課とか、都市開発課とか、総務課とか色んな課が中身を確認するために、1回回って要綱が出来上がりという訳ではなくて、意見がついて戻ってきたり、何度もそういう事を繰り返しながら作成に至ったので、多少時間がかかったという結果になってしまった。</p> <p>再質問・議論が必要なのは分かるが、それにしても時間がかかり過ぎているか。 仕事の内容は、要綱作成のみという訳にもいかず、この時期には新年度の仕事の重複もあり、時間がかかってしまったのも理由の一つと考えております。</p> <p>再質問・時間がかかり過ぎていると思わざるをえないが。 優先順位を少し間違っていたのかと思う。</p>
追加	<p>道路要綱案と2月7日の要綱が異なることで、今回できた要綱は、寄附としてを受けることになった要綱である。 最初の案では、29条関係の開発の道路管理の引継ぎも入っていた。 本来は、案の方が正しいと思うが、要綱になぜ、開発行為の29条関係も入れなかったのか。</p>		<p>会議には出ていませんが、思いとしては、今回の要綱は、寄附採納に関するもので、その基準を設けさせていただいた。 開発行為は、29条とか、32条とかの中で管理引継ぎをしていきますので、その段階での協議というものにもたれた上で判断ができるステージが一つございますので、そちらの方で判断していく。 この先、また改めて市道の認定基準が必要になるのがやって来るのかという認識です。</p>

参考人への質問及び答弁

資料2

平成26年7月9日

番号	質問内容	C	D	E	F	G	H
①6月18日決裁書について							
1	寄附採納を受けるにあたって、窓口対応はどの様に行っていたのか。	分かりません。	分かりません。	周辺市町村の状況と少し勉強しなさいという話でしたが、もう一つは、もう少し分かり易く、誰が見てもこういう基準だと分かり易くするように、という話があったかと思えます。	寄附採納に関しましては、都市管理課の方が窓口になつておりましたので、そちらをご案内していただきます。	基本的に窓口対応におきましては、担当者の方が行っていただきますので、具体的にどういふふうに行っていたかは、私の方では分かりません状態です。	窓口対応については、まず、都市開発課の方に相談してお見えになって、その後で、都市管理課の方に窓口を移ってみえたという形になります。
2	平成25年6月18日時点での、市道の編入基準(寄附採納する場合の基準)は、いつ出来たものか。	存じておりませんでした。	平成17年頃だと思えます。	分かりません。	分かりません。	18日時点では、その前に担当者からその編入基準については、教えていただいていたので分かっていましたけど、年度までは、その時点では分かっていませんでした。	平成17年と聞いています。
3	この瑞穂市市道編入基準は、どのような性格のものか。	私がお考えには、事務の基準であると思えます。	行き止まり道路とかそういうものは、市は探らないという運用をしていくためには、皆さん他の職員がある程度統一して答えられるように作ったものだと思います。	その時、基準があるのを知りませんでした。	基準の自身は分かっているのですが、寄附採納を受ける場合の基準であったのは理解していません。	決裁前に担当者から相談がありましたので、寄附採納を受けるときの判断基準というもので、こういうものがあるという点で、事務運用上の基準、そういうふうには理解しておりました。	寄附採納する場合の事務上の内規と向っています。
4	瑞穂市市道編入基準内規は、どのような規則なのか。	私道を市に寄附採納する場合の基準である、というふうに聞いています。	運用をしていくためには、皆さん他の職員がある程度統一して答えられるように作ったものだと思います。		寄附採納のからみみの基準であったと・・・。	先ほどお答えしたように、判断する時の基準になるものと考えて理解していった。	寄附採納を行う意味での事務上の内規だと考えてました。
5	基本的に、瑞穂市市道編入基準に依って判断していた、ということではないのか。	よろしいかと思えます。	そうだと思います。		都市管理課が基準に基づいて判断していた、と思えます。	その通りだと思います。	判断しております。
6	今回の寄附採納が受けられないと問題となっている編入申請をされた道路は、どのような状態であったのか。	記憶にございません。	分かりません。	分かりません。	通り抜けできない袋路状の道路であった、というのは知っていた。	確か、編入基準に基づきますと基本的には、通り抜け道路であれば問題ないのですが、今回の関係につきましては、2区画あって、一つの道路について、通り抜けでもなく、背割り道路の計画道路にも接していないということ、その点が受けられないと思われ、判断が書いてあったかと思えます。	幅員6mの道路で、隣地民地に付きあたる道路です。

7	その編入基準で、今回の寄附採納が受けられないとすると部分はどこなのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	標準の中身までが分かっているのではないので。これについては、分かりません。	一緒に、通り抜けでない状況だったと思います。	起終点が市道に接続していないという部分です。
8	では、当時の市道の編入基準では、編入できないといふ6月18日付の決議書にある回答は正しいのではないか。	正しかったと思います。	その当時は、そうだと思います。	分かりません。	決裁文書を見ていないので、分かりません。	正しいと思います。	基準に照らし合わせれば、正しいと判断しました。	基準に照らし合わせれば、正しいと判断しました。
9	産業建設委員会の中で、この基準については年度当初より課題であったと答弁しているが、どの様な問題点があり、課題であったのか。	記憶にございません。	その時は、分かりません。	分かりません。	分かりません。	この点につきましては、私の認識不足だったかも知れませんが、問題どか課題があるというふうには、私は認識していませんでした。	こちらのほうは、課長がおっしゃった事だと思うのですが、合併当初からの事務基準が曖昧であったため、その基準を統一したほうがよろしいのではないかと思います。課題があったと思います。	再質問・・・それは、課長との話し合いの中で問題であったのか。 目標管理シートという年に一度、事務分掌を出す上で、寄附採納に関しての、曖昧な部分があったということ、前任者からの引継ぎにもありましたので、そういった形で課題ではあったと思います。
10	申請者への回答は誰がしたのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	多分、担当者だと思いますが、明確に誰がしたかは分かりかねます。	申請者への回答ではなく、申請者から委任をされた調査士さんの方へ、私が回答しました。	申請者への回答ではなく、申請者から委任をされた調査士さんの方へ、私が回答しました。
11	6月18日の回答をするまでに、申請者との協議は何度行われたのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	窓口で申請者と1度。それ以後は、メールでその代理人の方と代理人から送られてきた図面に対しての協議ということなるのですけれど、1度です。	窓口で申請者と1度。それ以後は、メールでその代理人の方と代理人から送られてきた図面に対しての協議ということなるのですけれど、1度です。
12	申請者よりどのような資料があったのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	区割図があったのは、聞いております。	具体的などのような資料があったのか、分かりません。	その代理人の方から、メールで計画図面が送られてきました。	その代理人の方から、メールで計画図面が送られてきました。
13	そのとき申請者からは、どのような意見があったのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	記憶にございません。	分かりません。	転回広場についてのご質問がありました。	再質問・・・その時の回答はありましたか。 55mlに満たない道路についての転回広場の必要性は、開発基準上無いはずという話をしました。

14	申請者への回答後に、何か言われたことがあるのか。	私にはありません。	分かりません。	ありません。	私は言われたことがないんですが、担当者がどのように受けたかそれも分かりません。	特には無かったと思います。
15	申請者に回答するまで、環瀬市道路編入基準(平成17年基準)を、市長が知っていたかわかるのか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。
②7月2日会議について(平成25年7月25日決裁書)						
1	7月2日で行われた会議は、どの様に招集されたのか。	メールで知りました。	メールだと思います。	メールにより、会議が開かれるという案内をいただきました。	メールで招集されました。	スケジュールに予定が入れられていましたので、それで分かりました。
2	その席に市長はいたのか。	はい、みえました。	はい、いました。	お見えになりました。	私が会議に出席していませんので、分かりません。	出席されていません。
3	会議の内容は、どの様なものであったのか。	市道の認定基準を見直すというものです。	今回の道路が、なぜ市の方に帰属できないのかということでした。 再質問・・・その内容は、誰が言ったのか。 その事で集まるものだった。	整備された道路の寄附採納についてということで、話をしたいということになりました。	今回の道路、6月18日に該当する道路についての資料がおりました。最初は、その道路はどういう基準でダメなのかとか、そういう話しか始まりだと思えます。最終的には、市の全体の寄附採納を受けると、どうなのかという話に広がっていったと思います。	宅地造成に伴う、私道の編入についてです。
4	会議では、17年基準のどこが問題となったのか。	基準の2条の1項と3項だったと思います。	行き止まり道路ということ、何故採れないのかということだったと思います。	県の開発基準に基づいて整備された道路について、市のほうで寄附採納を受けないのかというような議論があったかと思います。	確か、基本的に都市計画区域内の開発道路との整合が取れていない。今回の件で、6mの幅員が確保されているのに受けられない。そのアンバランスとか、逆に、5mの道路とかの資料を別室に行き取りに行ったりした時もありましたので、そこらへんが問題になったかと思えます。	開発基準を満たしている道路についての、寄附採納についての問題です。

<p>7月2日会議では、どの様な資料があったのか。</p>	<p>瑞穂市道路編入基準の写しと、分譲地内における道路の位置図と、区割図だっと思えます。</p> <p>再質問…その資料は、誰が準備したのか知っていますか。 多分、管理課の担当だと思います。</p> <p>再質問…具体的に瑞穂市道路編入基準に合致していない資料についての説明はあったか。 記憶にありません。</p>	<p>そのこの開発箇所の図面と、17年の編入基準がありました。</p> <p>再質問…その資料は、誰が準備したのか知っていますか。 分かりません。</p> <p>再質問…具体的に市道について、編入基準に合致していないという説明はありましたか。 市の基準は、編入基準のとおり、はじめは設定しましたが、どうしてこれが今道路として採れないのか、という事を言われました。</p> <p>再質問…採れないということ、何か調べたことはありましたか。 ありません。</p>	<p>この敷地の平面図と、市道編入基準と、県の開発許可基準の写しだったかと思えます。</p> <p>再質問…その資料は、誰が準備したのか覚えていますか。 分かりません。</p> <p>再質問…資料の中で、具体的に基準に合致していないという説明はありましたか。 開発基準に基づいてところどころでは、合致しているのではないのかという話はあると思いますが、編入基準の中で、通り抜けの道路という基準がありましたので、そういうのには合致していないという話がありました。</p> <p>再質問…合致していない瑞穂市編入基準と開発基準が満たしていない部分については、何か資料なり指示がありましたか。 開発基準に基づいて作られた道路については、市のほうは寄附を受けているという認識で市長さんはおみえになられましたので、それについて、周辺の市町村の状況とかも確認をして、検討するとお話だったかと思えます。</p> <p>再質問…具体的な説明はありましたか。 もともと開発基準6mの道路というものについては、寄附を受けているものだというふうにご認識をされたというふうにおっしゃってみましたので、それが通り抜けていないものは受けていない、というところがあつたという、その相違点について話がありましたので、それについて他市町村の状況を調べたり、県の基準を確認して、もう一回検討するように、といった話がありました。</p>	<p>多分、今回の区画の道路の形が図示されてる、図面ではないんですけど、そういうものがあったかと思つてます。</p> <p>再質問…その資料は誰が準備したのか。 多分、担当者じゃないかなと思つてますが、ちよつと誰が明確にしたかは…。</p> <p>再質問…具体的に基準に合っていないという説明があったのですね。 その時そういう説明がありましたね。</p>	<p>基準と、計画図と航空写真です。</p> <p>再質問…誰が準備しましたか。 私です。</p> <p>再質問…資料の中には、現場であつたというより内容の回答した方と、その資料により申請者が限定できたというようないふろがあるのか、消したのか、準備した段階で指示があつたのか。 資料を準備する段階での指示は、何もなかったもので、申請者名を消すこともなかったです。</p> <p>再質問…具体的には、瑞穂市道路編入基準について、合致していない説明はありましたか。 合致していないという説明ではなく、開発基準に伴って判断して、この道路に関しては、寄附採納を受けられるのではないのでは、という協議になりました。</p> <p>再質問…編入基準を満たしていないとしましたが、瑞穂市の基準と開発基準についての具体的な説明は、市長からありましたか。 開発基準については、市長がご存知の知識の中で、ご説明をいただきました。</p> <p>再質問…具体的な例は、挙げられましたか。 6mの幅員であつて、背割り水路等に接続する道路について、ご説明をいただきました。</p>
--------------------------------------	---	---	--	---	---

6	<p>市長からは、どの様な発言があり、どの様な指示があったのか。</p>	<p>都市計画区域内、都市計画区域外との統一の開発基準に基づくようにという指示だったと思います。</p>	<p>周りの市町村を1回調べよと、取得状況を、あと、開発基準では、これは採るような道路ではないかということ聞いています。</p>	<p>今、話させていただいたような話を、もう一度検討するようという話だったと思います。</p>	<p>過去では、6mの開発などが死と寄附なり帰属を受けている、そこからへんの整合性とかの話があったと思います。</p>	<p>再質問…過去についての具体的な話は出ましたか。 場所までは、ちよつと記憶にないんですけど、いろいろ、あの道路はどうなんだ、この道路はどうなんだという話があったような気がしたんですけど。</p>	<p>開発基準を満たしている道路についての寄附採納について、過去の事例などの発言がありました。</p> <p>再質問…過去については、何か具体的にありませんか。 過去に寄附採納を受けた道路についての事例を、1本ずつ挙げていただいで、資料を準備するように言われました。</p> <p>再質問…何本くらいありましたか。 3本くらいです。</p> <p>再質問…その3本につきましては、具体的な説明はありましたか。 形状などの説明がありました。</p>
7	<p>堺市市道編入基準を検討することになったのは、どの様な指示があったのか。</p>	<p>同じ回答になりますが、同一の基準でという事です。</p>	<p>指示については、分かりません。</p>	<p>編入基準が、さきほどの話のとおり、市長さんが関わっていた内容と少し相違しているところがありますので、そういうところをもう一度見直しをするようにという話だったと思います。</p>	<p>市街化区域内の開発基準で道路の寄附を受ける場合と、たまたま今回の問題は都計外ということと、考え方を統一するような方向で、というような話だったと思うのですが。</p>	<p>過去の事例から見ても、開発基準を満たしている道路について、寄附を受けていくような方向でどうか、ということを協議するように言われました。</p>	<p>過去の事例から見ても、開発基準を満たしている道路について、寄附を受けていくような方向でどうか、ということを協議するように言われました。</p>
8	<p>基準の内容について、何か話があったのか。</p>	<p>過去の事例について話がありました。</p> <p>再質問…どの様な事例だったのか。 行き止まり道路についても認定した、ということだと思います。</p> <p>再質問…その認定については、具体的な話は出ましたか。 記憶にございません。</p>	<p>ありません。</p>	<p>周辺市町村の状況と少し勉強しなさいという話でしたが、もう一つは、もう少し分かり易く、誰が見てもこういう基準だと分かり易くするように、という話があったかかと思えます。</p>	<p>印象に残っているのは、幅員が6mということぐらいだけで、細かいことまでは記憶にないです。</p>	<p>開発基準については、幅員が6mということぐらいだけで、細かいことまでは記憶にないです。</p>	<p>開発基準については、幅員が6mということぐらいだけで、細かいことまでは記憶にないです。</p>

9	<p>市長は、17年基準は7月2日の会議で初めて知ったといっているが、その時の様子は何かがあったのか。</p>	<p>記憶にございません。</p>	<p>確か、採れないということ、初めて聞いたような言い方をされて、今までは県南では全部採っていたのではないかと言われた気がします。</p>	<p>その基準があったということ、知らなかったということ、その場でおっしゃられてみえました。その会議で初めて知ったかどうかは、分かりません。</p> <p>再質問・・・初めて見たという言葉は、あったのですか。 その基準があるのを知らなかった、とのことでした。</p>	<p>その基準が分かっています。</p>	<p>顔色までは伺っていませんでしたが、多分その時に始めて知られたのではないかと思います。</p>	<p>分かりません。</p>
10	<p>この会議で、寄附採納を受け付けることになった理由は何なのか。</p>	<p>開発基準に合っていることだったと思います。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>寄附採納を受け付ける基準をもう一度見直して、検討するようになり、というようなお話だったと思います。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>この点につきましては、資料を取りに行ったりとか、他の案件を1件調べたりとか、コピーとか別室に行ったりとかありましたので、最終的にこの会議で寄附採納を受け付ける方針になったかどうかとかわりませんが、そこまでは分かりかねます。</p>	<p>寄附採納を受け付けるという方向性が、この会議の中で決められたからです。</p>
11	<p>その上で、基準の袋路状道路については、原則、市は管理しないとした理由は何か。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>分かりません。</p> <p>再質問・・・何故、今まで袋路状道路がいけなかったのかの理由は。 もともと編入基準の中に、官地と道路と、水路なり道路なりということ、例えば袋路状ですと、手前にも何か火災があるときには、行き道がないとか、例えば水路や道路であれば、そちらを逃げて逃げられるということも含めて、官地を結ぶということになっていいると思います。</p> <p>再質問・・・それは、市道から市道へ抜ける方が、ということでは、市道から市道へ、市道から水路でも結構なんですよけど、袋路状では最終的には、逃げ道がないということ、防犯上のごとも含めて話しました。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>分かりません。</p>	<p>平成17年当時のことなので、私では、分かりません。</p>

12	瑞穂市道路認定要綱作成のきっかけは、7月2日の会議でいいですか。	よろしいと思います。	そうだと思います。	ではないかと思えます。	分かりません。	よろしいと思います。	はい。
13	要綱作成前に寄附採納を受けよう進めたのはなぜか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	基本的に開発基準に合うような方向でと、そういう話しが会議の中でありましたので、確か今回の道路につきましても、基本的には開発道路基準に沿っているのか、問題はないんじゃないか、ということでは私には思いました。	寄附採納要綱を作るということで、内容の基準の方向性が決まったからです。 再質問・具体的に会議の内容が、市長の指示か。 会議の内容です。
14	被村・協議をした段階で、寄附採納を受け付けるということになったのは、案回を感じなかったのか。17年からの基準との整合性や公平性には何も感じなかったのか。	はつきりした記憶はありませんが、開発基準に合っているという事であれば、止むを得ないと思いました。	今まで断ってきた業者さんに対して、今後の対応はどうするかということには感じました。	その時は、先ほどから話しをしております市長さんが、開発基準に基づいて寄附を受けけるものだというご認識があったのと、他市町村の状況等を踏まえて、いろいろな情報を出して、検討していかないといけないことは感じましたが、これに対してその時はどうかということとは、ありませんでした。	分かりません。	17年度の基準は、幅員5mでも可能でしたけれど、今回、6mに落ちてその点については厳しくなっていますので、整合性とか公平性については、当然基準が変われば採れませんが、その点については、止む無しということでは思っています。	開発基準を満たした道路について、寄附を受けるということで、都市計画法で協議する第32条協議と同等という扱いになるので、これから事務の公平性は保たれると思いましたが。
15	瑞穂市道路認定要綱(案)と、平成26年2月7日の要綱が違うものができたのはなぜか。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。	最初の要綱案の記憶がありませんので、もし、今回作成した要綱とかなり違うのであれば、明らかにそもそもの基準を変えていますので異なるものが出来て当然かと思えます。	瑞穂市では、認定というものは、寄附採納や管理引継ぎという形で帰属を受けたものに関して、全て認定を行っておりまして、認定基準を伴うというよりも、事務の面で曖昧であった宅地造成に係る寄附採納に絞って要綱を作った方が、事務上やり易くなると思ったから要綱名が変わったものです。 再質問・決議文書の中で、都市開発課と管理課と協議しなさいとあるが、整合性をとったのですか。 はい。

<p>申請者と市長との関係性について、知っていたのか。</p>	<p>申請者が、どのかたなのか分からなかった。</p>	<p>知っていました。</p> <p>再質問・いつごろ知っていましたか。 境界の立会いに私も一緒にいったので、そこでサーンホームさんがお見えになりましたので知った。</p> <p>再質問・それは会議の前だったのか。 その前です。</p>	<p>その会議の時に知りました。</p> <p>再質問・誰かが発言しましたか。 その会議にいただいた図面に対して、どこの関係かという説明がありましたので。直接市長さんとの関係というの説明があつたわけではなく、業者さんの名前があつたので、それで知りました。</p>	<p>親族であることは知っていましたか。</p> <p>再質問・それはいつ頃分かったか。 何時かはわからないのですが、この段階とかでなくて、もつと前にそういう方がみえるというのを知っているだけで、業者さんが市内にあるのを知っていただけです。</p> <p>再質問・問題となった道徳と市長の関係性はこの時は知らなかったのか。 7/2の会議の時では聞いています。</p> <p>再質問・親族関係性があるということは、聞いたということですね。 はい。</p>	<p>はい、知っていました。</p> <p>再質問・いつ頃ご存知でしたか。 いつの時点かと言われますとちよつと記憶がないのですが、誰から聞いたのかも分かりません。この会議の前です。</p> <p>再質問・この会議の前ですか。 6月18日の決裁の前に知っていました。</p>	<p>6月18日の決裁を出す前にわかりました。</p> <p>再質問・どの様にして知りましたか。 窓口対応が終わった後に教えていただきました。</p> <p>再質問・それは職員の方ですか。 はい。</p>
---------------------------------	-----------------------------	--	--	---	--	--

尋問項目	市長答弁
第1 会議前の状況(7月2日 協議前のこと)	
1、市道認定で問題となっている、申請者(サーンホーム)の市道編入申請で、6月18日決裁文書において「市が管理を引き継ぐ基準にはない道路と思われる。」とし、該当しないと瑞穂市が回答したことについてお尋ねします。	
①そのことを知ったのは、いつなのか。	この2日の前の日であったと思います。
②そのことを誰から、聞かされたのか。	私の息子が経営しております有限会社サーンホーム社長の堀孝信、ちょうど昼休みの時間に私の携帯に電話が入りました。
③そのことは、どのように聞かされたのか。	道路寄附採納について、瑞穂市は職員によりまちまちなことを言っている。また、開発課へ行ったら、ここではないから向こうへ行ってくれ、あっちへこっちへ、こういうことでございますし、担当課によってばらばらの一貫性のない判断で指導をしておると。 そのときに、道路寄附採納をするときの基準、規約がないかと職員に確認したところ、そのようなものはつくっていないと言われ、県の開発基準の用紙2枚をもらい、この基準に合うようにと教えてもらったというところがあります。 あなたは市長でしょう。これは結局は市長の責任が問われる。だから、そのことをよく調査をするようにと指摘がされた。 瑞穂市の行政指導はなっておらん。最終的には責任はあなたにあるんです。よく調査をするようにとして、善処して、文書で出して、そしてあちこち行かなくてもいいように、1カ所で全てが、よそのまちはそういう形でやっておるよ。だから、そういうふうに調査をしない、こういうことを言われました。
④そのことを聞いて、どのように考えたのか。	市内のどこで宅地開発をしても、巢南町長時代、また平成6年、7年の道路整備計画に基づきまして、通れる道路は6メートル以上の計画を、県の開発基準に準じて整備し、寄附採納を受け処理しているものと思い込んでいたので、これはおかしいということで、7月2日、巢南庁舎の都市整備部都市開発課、都市管理課の職員を招集して事情を聞いたわけでありまして。 どういう基準で指導しているのか、これは確認をしないといけない、こういうことでございます。
2、7月2日の会議についてお尋ねします。	
①誰が会議を招集したのか。	私が招集したわけでございます。
②誰に、招集するよう指示を出したのか。また、どのように述べたのか。	これは都市整備部の弘岡部長に、この集めてもらうようにということで、指示をいたしました。今の道路の認定の寄附採納の関係のことについて、どういう基準でやっておるか、そのことを言いながら担当者を集めるよう指示したところでございます。
③6月18日決裁で編入しないと決裁しているのに、どういう目的で招集したのか。	実は、ここで事務的な瑕疵もあったわけですが、編入しないという決裁、これも私決裁をいたしておりますが、かがみだけを見て、中身を確認をしていない。この編入しないとサインをした認識を、ですらしておらないわけでございます。 これは、管理課の課長も、また部長も、副市長も、この決裁の中身のことは、本当に確認をして押印しておらんと、こういうことになります。 再質問・・そのような押印でよろしかったのでしょうか。 今申し上げましたように、事務的な瑕疵があったことについては、おわびを申し上げたい。
④資料の作成は、何か指示したのか。	何もしておりません。
⑤会議までに何か調査するよう指示したのか。	何も、これまたしておりません。
第2 会議の状況(7月2日 協議について)	
1、なぜ、会議に出席したのか。(部下に任せなかったのか。)	皆さんもごらんのとおり、私は現場主義とっております。こういうことでありますから、自分でのような基準で指導しているのか、その確認のために招集したわけでございます。
2、瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要領によると、副市長も関係するが出席しなかったのか。また、どうしてか。	まず、自分がみずからやはり確認をしたい、このことにおいては、きちっとしなければなりません。まず自分で確認をして、こういったことでございます。
3、会議では、何を述べたのか。	この瑞穂市の道路認定については、寄附採納の基準はどういうあれで指導しているのか、このことを聞きました。

4、会議の時、自身で持って行った資料はあったのか。それは何か。その資料は、どのように入手したか。	私の記憶では、何も持っていかなかったと記憶をいたしております。
5、会議で、平成17年の瑞穂市市道編入基準がどうしてそのような内容となっているのか、分析したのか。誰かに、説明を求めたのか。	これは、全員おりますので、どういう基準でやったのか、こういうことを聞いたわけでありませんが、この会議で私は、瑞穂市市道編入基準、こういうものを初めてそこで見て、びっくりしたわけでございます。この瑞穂市市道編入基準では、これは話にならない、間違っておるといことはすぐわかりました。
6、「瑞穂市市道編入基準」と「瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要綱」との整合性を検討したか。	この件につきましては、私は事務的にしておりません。
7、他市町村と比較した話はしたのか。前もって調べていたのか。	7月1日に電話がありました。帰ってきて、どういうあれが、他市町村のあれはということ聞きしました。本業市の市道の基準を見せてもらって、本当にきちっと整備されて、文書できちっと渡せるあれが本業市はしてある。これを見て、うちは何もそういうあれがないということで、こんなふうになっておったんかということが、このことでわかったわけでございます。 再質問・7月1日の、親族、息子さんと言われましたが、帰ってから、それは息子さんから聞かされたということでしょうか。 はい。
8、「瑞穂市市道編入基準」を変更するよう指示したのか、変更するかどうか検討するよう指示したのか。変更するよう指示したのは、市長、でいいのか。	はい。編入基準を変更するよう指示したのかというところでございます。当然誤っておりますから、きちんと、先ほども申し上げました。どんな職員、新人職員であろうが、誰であろうと、やはり同一判断のできる、統一基準でしていくと、文書で渡せるようなそういうものをつくりなさい、こういう指示をしました。もちろん私が指示したわけでありませぬ。
9、申請者（サーンホーム）が市長の親族の会社であることを述べたのか。職員は、市長の親族の会社だと知っていると思っていたのか。	はい。私は、このときに、さっきも一番初めに言いましたが、息子は何かしようよと、調査をしようよと言ったことでありまして、私のほうから、そのサーンホームが私の会社であるとか、そういうことは職員がみんな知っておりました、はっきり申し上げて。ですから、私はこの会議に強調しておきました。
第3 会議後の状況(7月2日 協議後のこと)	
1、要綱作成中なのに、寄附採納を受け付ける決裁書(7月25日)が上がってきたが、おかしいと思わなかったのか。	この問題の瑞穂市市道編入基準は、会議に行きましたときに、いつ、誰が起案して、誰が決裁をしたのかということでございますが、その基準には、期日も入っておらん、施行します、そのあれも入っておりませぬ。このような重要な市道基準が、5月2日に息子が協議で行ったときに、何も基準がありません、資料を渡すものがないと申して、6月18日作成の書類がパソコンに入っていたので、その基準で起案しておるわけでございます。この資料をお配りするとわかるわけです。資料も配らせないということでは、本当の話が、やっぱり的確に内容を把握していただくのが、そういったことが大事でございます。 そして、その後、窓口職員がパソコン履歴から、本人が、何にも入っておらん瑞穂市編入基準に17年度作成と。女子職員が1人のあれで17年と入れてしまった、はっきり申し上げまして。また、同じ職員が起案した平成25年7月25日の文書、ここにも資料がございますが、文書には、18年作成の瑞穂市市道編入基準という、誰がいつ起案して、誰が決裁したかもわからない基準を、結局、17年基準として、本当に考えられんことと。これは職員個人の、私はこの瑞穂市の道路編入基準は、個人の私案、あるいは試案というものであると。よって、住民全体に当てはめる、公平な基準となる公文書と言えるものではございませぬ。その意味でも、係る文書を当てはめたのは、明らかに私ども行政側の瑕疵でございまして、本当は当てはめるべきではなかったのでございます。これまでのとおり、県の開発基準を準用するが、正しい手続きであったのでございます。そのことを先ほどのところで申し上げておかなければならなかったわけでございます。 もう一つ、皆さんにお答えしますが、3つ目です、合併以来、都市計画内での認定、寄附採納、道路につきましては、松野市長時代と、これも資料を持ってきております。6件、そして私になりまして1件、計7件、全てサーンホームが出ておりますものと同基準で全てオーケー、認定をいたす、全て県の開発基準に準拠しているとして、全て認定をいたしております。当時の部長、水野、松尾部長に確認をいたしております。また、瑞穂市道路認定基準の存在は全く知らない。3月に退職しました福富部長は、水野、松尾部長のもとで管理課長もしておりました。所管課長もしておりました。その本人が、このような基準があったことを全く知らなかったということが確認済みであることもお知らせをいたします。
2、要綱、の法的性格をどう考えていたのか。	例規上は、法的拘束力はありませんけれども、行政指導する際の価値判断基準になるのでございます。
3、7月2日の会議による「瑞穂市市道認定要綱」と平成26年2月7日施行した「瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱」と異なる内容になったのは、なぜなのか。	例規担当の総務で絞り込んだ結果、このようになったと聞いております。
4、その後、要綱の作成に時間が掛かっているが、何か指示をしたのか。	7月に指示したのが2月までもかかっていたとは、実際私は思いもよらなかったわけでございます。 これはもう、まさに事務の怠慢でございます。お恥ずかしい限りでございます。本当に、先ほども申し上げました行政の事務に瑕疵があったと申し上げましたが、まさに、本当にこういった7月に指示したのが、こんなもんは本当に、やる気があったそのときでも、これができなかった、私が監督できなかったと言えればそれまででございますが、本当に残念でならないところであります。以上です。 再質問・7月の指示をした後、追加の指示はしたのでしょうか。 こういった要綱とかは、最終的には事務は副市長に任せておりますので、私のほうからは、はっきり申し上げて指示をいたしておりませぬ。

第4 その他

<p>1、市道の寄附採納を受けないと、市にはどんな支障があるのか。</p>	<p>もちろん、この採納を受けますと、市はやはり道路の延長で地方交付税の算入がされてくるわけでございます。道路の総延長、ですから採納を受けますと、交付税の算定基準になる。これは受けないとどう支障があるかという、受けないと、そのところに住まれる人の持ち分になるか、それとも開発した会社になります。その後、住んでおられる人の持ち分になればいいんですが、会社がやりますから、会社が倒産した場合、後の管理とかそういうものに対しまして、市民に迷惑がかかります。</p> <p>ですから、受けられるものは市は受けて、やはり市民の福祉の増進、住民福祉の増進のためになることでありますので、やはりそういうことができたと思います。</p>
<p>2、申請者（サーンホーム）の負債のため、所有地に担保を設定しているが、連帯保証人となっているのか。私企業の、物上保証人となっていることについて、どう思っているか。</p>	<p>これは法的な範囲内といえますが、法律に触れない範囲内のことでございまして、このことについてはお答えを差し控えていただきます。</p> <p>再質問・このことについては、何か答えられない理由というのは、何なのか。 理由云々では、答えられないというわけでありまして。このことについて、答えるべきではないと思っております。</p>
<p>3、最後に本件について考えることを簡単に述べてください。</p>	<p>この17年度作成の文書に、職員個人の私案、要するにコンピューターの中にあつた、それもいつつったのか日にちも入っていないのに、17年と入れてしまった。そういうふうで、何とも過去の部長なんか、全然そんなものは存在することは知らなかったと言っておるのに、ここでやっておる。まさに、この文書を当てはめて、ここでやっておられるわけございまして、これはまさに私ども、こういったことをやっておるといことは、行政の瑕疵でございますから、要綱は、要するに私は申し上げておきたいのは、できないことをできるようにするために作成したものでございませぬ。これまでの県の開発基準の準用を文書化をしたものでございませぬ。よろしく願い申し上げます。</p> <p>私、最後に申し上げたいと思います。今回の百条委員会、はっきり申し上げまして、これは議会で、産業建設委員会でやっていたら、百条にかけなくても、百条委員会は伝家の宝刀と、私は議会のときにもおりましたが、伝家の宝刀、委員会で審議して、本当に疑惑があつたら、この百条委員会ですね。委員会で一遍も審議もせずに、いきなり議会で問題とされて、それも告発ができる案件だと。知らない議員さんは、それだけで乗ってしまつて百条をつくられたと。そこら辺の問題、私は今回の案件が終わりましたら、まさに名誉を毀損されたわけでございます。どこにその利益供与、そのことを、先ほども言っていたと思います。物差しが違つておるから、正しい物差しにして物をはかつておる。して、私は行政の責任者として、そしてそれを変更された、改正をさせたわけでありまして。私の、これをやらなかつたら、瑞穂市の開発全て、過去も、現在も、未来も全て否定することになる、はっきり申し上げて。</p> <p>そのことを頭に置いていただき、議員さんも、本当に3月に特別委員会をつくられて、これまでも、本当に現場を見てください。どこに通り返けの道路がある、ありますのは、区画整理をやりました生津の地域です。道路、水路がありますので、ですから通り返けができておる。それは、あくまでも全部水路でガードレールができておる。全部行きどまりです。先ほども言われるように、17年基準と言われる、17年基準はないんですけれども、これを当てはめたら、全部ベケになつてはいけぬ、はっきり申し上げて。そのことをよく頭にに入れておいて、御判断をいただきたいと思ひます。</p> <p>以上で私、これは今後、法的な手段に移らせていただくことだけは申し上げておきます。</p>

追加質問

<p>7月2日の会議で、親族会社の事案のために、この7月2日に会議を招集されたということにして、ためらいというのは感じられなかったかどうかをお伺いいたします。</p>	<p>この問題は、親族とか、そういう問題じゃない、はっきり申し上げて。その会議でも、はっきり職員に言っておきましたが、中身、どういう基準か、それを確認したい。そのために開きました。この市道認定編入基準、いかにもやはり間違つたあれでありますので、これはまずは逆に、親族から教えてもらつてこんなことが解決に、これは教えてもらわなかつたら、この指針でどどんやつて、あつちもこつちもいい開発許可のおりた分までだめ、今度はそういった人も、なぜ瑞穂市だけそういうふうやということ裁判で訴えられる。市がそういう状況になる問題だ、はっきり言つて。</p> <p>だから、そのときに強調して、これは親族の、どこへやつてもやらなくては問題だよ、このことを強調したことだけはお話を申し上げておきます。</p>
<p>瑞穂市市道編入基準を当てはめたのは行政側の瑕疵であると簡単に結論をおっしゃいますが、これは調べる必要があると思うんですが、誰がいつ起案して、決裁文書なのかどうかわかんないわけですから、その点についてはどのように思われますか。調査すべきであつたと思うんですけど。</p>	<p>今御指摘のありましたように、調査をしたわけでございます。</p> <p>ところが、誰が起案して、誰と誰がやつて、誰がしたつて、全く記録が何にもない。幾ら調査しても、コンピューターの中に。ただ、これだけがばつと入つておつたということです。それで、議論した職員、私も一緒に議論した、全くそういう、ですから先ほど言いましたように、誰がいつ起案して、どういう決裁をとつたのか。決裁も何も、誰がつつた、人もわからぬのですから、決裁もあるはずない。その基準を当てはめる、コンピューターの中に残つてあつたから。それが市道編入基準となつておるだけで、後から17年基準とおっしゃいますけれども、17年と本人が入れました。そして、本人がつつた8月25日の庄田委員が問題にしました、議場で配られた資料、先ほどみんなに配ろうと思つたんですけれども、これには平成18年作成のと書いてある。同じ職員がですよ。なかつた、そしてあつたのが、これは17年、また今度書いてあるのが18年、最終的には私に責任があるんですけど、いかにも勤務のあれがということもあつたわけでございます。</p> <p>最終的には、何に關しても私が責任者でございますので、自分が不徳のいたすところでありまして、こういう問題、これも指摘をしてくれたのは息子で、調査してと言つた、これで調査したのよかつたんです。このまま行つておつたら、瑞穂市はこんなひどいことになつておつたんです、はっきり申し上げて。そのことを皆さんは御理解いただきたいと思ひます。</p>

<p>6月18日には、市道編入基準を見ていたということはないですか。これはくっつけて、寄附の基準に沿った意見をつけて、別紙のようになっています。別紙は2枚ありますね。6月18日には、市長は、この基準をごらんになっていたのでしょうか。それともやっぱり事務の瑕疵があったのでしょうか。</p>	<p>この開発は都市計画だろうが、農振だろうが、県の開発基準に準拠したということでやってきたもの、私の頭の中はそれしかあらへん。だから、この資料は皆さんにお配りしたのは、これ、判こが、私のところに来るのに8人が判こを押しているんですね。私もかがみだけ見て、ぼんと押すの。中身を見ておったらよかったんですが、私が本当に中身を見ていたらよかったですけれども、かがみだけでやってしまった。かがみにはそんなことは書いてございませんので、中身を、やはり1日に、決裁がこのぐらい多いときがございます。中身まで一々見ておったら、ほかのことは何にもできんぐらいあるときがあります。</p> <p>こういうあれで、やっぱりそのときに信頼しておって表だけ、ですから、副市長もこのことについては確認せずに押しております。私、確認せんと押したんです。だから、役所へ行って初めて基準を見て、これはあかんということは、僕は一遍にわかったんです。そんな判断は、人によってまちまちなんですわ。</p>
<p>決裁書のこの日付というのは、いつ、誰が入れるんですかね。ということをお教えてください。ちょっと事務上のことですが、日付です。ここだけ手書きになっているのはどうしてかと思うんですけど。</p>	<p>私のほうが最初しまして、これが向こうへ戻ってきます。そのときに、起案者が決裁に日付を入れます。</p> <p>そして、最後に私が言っておきたいのは、これ、寄附採納をしてくださいよという、本当の申請が、これ、工事の前の事前協議ですよ、はっきり言って。相談ですよ、これあくまでも。</p> <p>本当の申請は、12月25日、工事が終わった後に出す。このときまで、工事をやる前にもう一度確認でして、本当に、申請書も出しておらんし、向こうからあかなんで、電話でこれじゃあだめと。そんな程度のもなんです、はっきり申し上げて。全然正式の文書で申請書を出してありません。</p>

平成26年10月9日

質問事項	奥田副市長 答弁
◆平成25年6月7日起案・6月18日決裁した、(伺い) 宅地開発道路のについて、お伺いします。	
1. 平成25年6月7日起案・6月18日決裁文書(伺い) 宅地開発道路のについて瑞穂市市道認定基準の添付や道路計画等があるが確認したのか。	これは起案文書という形で上がってきておりますので、私はこの時は、決裁の中身を見まして決裁したと記憶しています。
2. (伺い) 宅地開発道路のについて、別紙のように寄附の基準に沿った意見を付けてよろしいか。との文書であり、別紙に、瑞穂市市道認定基準と基準内容を示し、通り抜け道路ではないことを鑑みて市が管理を引き継ぐ基準にはない道路と思われる。との伺いに決裁印を押しているが、この決裁印をどのように考えるのか。	この時点では、起案文書でございましたので、中身を照合した訳ですけども、基準もついておりましたので基準を見て担当部局の判断を追認した形で押印をしました。
3. 寄附採納が受けられないとしたこの起案文書に決裁印を押した行為について、その時どのような判断をしていたのか。	この時には、事前協議の段階ではあるものの、担当部局の判断が添付の書類と照合した内容のものであると理解した記憶があります。
4. この起案書により瑞穂市市道編入基準を使って事務を進めたことは、行政行為として成立しているのではないのか。	この時点での一連の行為、起案そして決裁という行為に関しては、行政行為としては成立していると考えます。
◆平成25年7月25日起案文書では、7月2日に市長出席の元、都市開発課・都市管理課で協議を行い、開発基準を満たしている道路については寄附採納を受け付けるということとなりました。	
1. 市長が招集して協議することは、7月2日時点では知っていたか。(どの様に思ったのか)	私は知りませんでした。 再質問・知らなかった事については、どの様に思いましたか。 後になって決裁が回ってきて、こういうことがあったのかということですが、何か自分が飛ばされたというそういった様な気持ちは、ありませんでした。
2. 市長が招集する報告はあったのか。	誰からも聞かされていませんでした。
3. 7月19日付で道路計画変更案を提出され、その道路が、開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けよう進めてよろしいか。とあるが、要綱作成前に寄附採納を受けよう進めてよいと判断したのか。	準備行為ということで、これは、よくある事だということを思いました。 現実に、条例等でも議会に上程をしている最中に、すでに住民手続きの準備をすることがありますので要綱は作成中であっても準備行為をすることは行政事務としておうにありますので、これについては、準備行為として理解していました。 再質問・道路認定基準ということでも寄附採納を受けるということではなく、あくまでもその部分も準備行為をしたという判断で、その時点では考えたということですね。 申請があったというような表現は何も決裁文書では見当たりませんでしたので、事前協議の段階から順階を踏んでいって申請行為前にそういった話をなされていると解釈しています。
4. その後、道路附属事務について係わったのか。 瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要綱 第15条第2項に調整会議の会長は、副市長をもって充てるとなっています。第1条 市の自然環境と調和のとれた土地利用により秩序ある都市の形成をはかるため、市内において行なわれる開発事業について、一定の基準を定めて事業者の積極的な協力を求め、適切な指導を行い、もって市民の福祉の向上と健康的で文化的な都市の実現を期することを目的とする。 このことについてはどの様に考え、寄附採納の基準を見直す調整会議の会長として進めなかったのか。	3の起案文書に要綱が添付されておりました。それに一応目を通したのですが、誤字脱字が多く、何だこれという感じを持ちまして、付箋がすでに貼ってありまして、そこに例規関係は総務でチェックしてもらえという意味で例規と総務にということに指示をしております。 その後、いま申された案件になってくるわけですけど、直接的には何ら相談もなく、事務局が着々と進めているという認識でした。そんな程度の記憶しかございません。 再質問・その起案文書で誤字脱字、なんだこれという部分があったならば、決裁の判を押すべきではなかったと考えますがその部分についてはいかがですか。 要綱の案というのは付いておったのですが、準備行為を行いますよということの2つ重なっておりますので、要綱は今後速やかに作成されるものだとして解釈し、私も要綱に一目を通しましたが、誤字脱字が目立ち、決裁に付けるものではないと感じまして、厚い条例なら私も見ますが、裏表1枚の要綱でしたので、それくらいなら事務担当でやっていただくべきものであるという思いがありますので、例規担当によく見てもらえと指示した所でございます。
5. その後の平成26年2月7日告示第17号瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱の作成には係わったのか。	この要綱を作成してよいかという決裁が回りました。そのときは、先ほどと同じように目を通しました。その時点では、誤字脱字もなく逆にタイトルがいま申された要綱のタイトルになっていましたので、これは例規担当からどういった要綱が適切かという指導が入ったものだというふうな解釈しました。ただ、日にちがいかに経ち過ぎているので、どうなっているのやろという、ある意味日取りというか、半年も前の話をほかりっぱなしやないのかという気持ちを抱いたのを覚えています。

◆その他

<p>1. 平成25年6月7日起案に瑞穂市市道編入基準が添付され、平成25年7月25日起案書にも編入基準を検討するとあることは、事実的な行政業務として使われていたことは、瑕疵ある行為としないのではないのか。</p>	<p>この時点では、編入基準が不十分なものだったのかなという思いを抱いた。それを要綱で公表する事になるわけですので改善がされた。本来、基準で持っているよりは、要綱にしたほうが告示行為をしますので透明性が担保できる。そういうふうで改善するのだと認識を持ちました。</p> <p>再質問・変更される事はいいことだろうと思うが、行政事務として使われたことは、起案文書にもあった行為ということで本会議場で言われた瑕疵ある行為にはならないものではないのか。</p> <p>この時点では、瑕疵とは思ってなかったです。ただ、その後、調査をした結果、この基準というものが決裁とか告示行為を何もしたことがない文書であるとか分かってきましたので、その後の議会においてはそういう答弁をしていますが、その時点では瑕疵あるかどうかと言われますと、改善はされたという思いは持ちましたけど瑕疵あるとは思いません。</p>
<p>2. 基準の袋路状道路については、原則、市は管理しないとした理由は何か。と職員へ質問を行った答弁は、火災がある時には、逃げ道がないとか、例えば、水路や道路であれば、そちらを通過して逃げれるということも含めて、官地を結ぶということになっていると思います。袋路状では最終的には、逃げ道がないということで、防犯上の事も含めて話しました。と答弁していることは、論理的で適切な判断であるのではないのか。</p>	<p>担当のそうした判断は、十分に理解できることであり、そのとおりである。ただ、事前協議の段階ですから、そういった判断の元で行政指導を担当者がしたというのは、ある意味当然といえば当然というような感じを持ちます。</p>
<p>3. 平成26年5月21日 産業建設委員会にて、都市計画区域内においても通り抜けができていないという状況だけを見て、管理引継ぎの道路であったにもかかわらず、できませんよという回答をしてしまったのがわかっております。このことの都市計画区域内において基準によって判断されたところは他にないのか。調査は行っていないのか。</p>	<p>調査を行っておりまして、担当部署で調べています。</p> <p>再質問・現在行っているということですか。 今行っているのではなく、既に、調査結果は出ております。</p>
<p>4. 平成26年9月17日の一般質問において、森企画部長の発言を引用すると、手持ち資料として作成した程度のもので述べているが、あなたは、瑞穂市市道編入基準は、存在しないと考えているのか。</p>	<p>いわゆる今回出ている編入基準というものは、職員からの聞き取り調査では作成者も分かりまして、その者から聞いた範疇では、あくまで手持ち資料であり、誰にも相談もしたこともなく、ましてや上司にも見せたものでもない。作成中であり、自分自身もそれは判断には使っていなかったという証言もありますので、それらを総合的に勘案しますと効力のない文書であると認識を持った。</p>
<p>5. 平成26年9月17日の一般質問、平成26年5月8日、平成26年5月21日の産業建設委員会でも、述べているが、旧穂積町と、旧巢南町とでは、町道認定基準が異なっていたことは、間違いはないのか。</p>	<p>間違いありません。</p>
<p>6. そのことは、何を見て確認をしたのか。</p>	<p>この問題が発生した時に、急いで合併協議会の協議事項の調整方針書を引っ張り出して見ましたところ、相違があると記載されていたのを記憶しています。</p>
<p>7. 異なっていた部分は、道路幅と寄附を受ける時期でしたか。</p>	<p>そのように記憶しております。</p>
<p>8. 平成17年以降も、市道編入のための寄附採納は受けていたのか。</p>	<p>その様でございます。</p>
<p>9. では、瑞穂市市道編入基準は、存在しないというなら何を基準に市道の寄附採納を受けていたのか。 (合併から、平成26年2月7日に要綱が告示されるまで、何を基準に市道認定をしていたか)</p>	<p>職員の聞き取り調査をし、案件を引っ張り出してみますと、その案件1件1件を決裁するという形で採納していた様である。その判断基準は何によっていたのかといえますと、県の基準に準拠なり、準用をしていたと思います。</p> <p>再質問・準用ということですが、合併から平成26年2月7日の要綱が告示されるまでは、岐阜県の宅地開発要綱を使っていたという判断でよろしいか。 担当部局への聞き取りによりますと、県の宅地開発指導要領に基づいて判断していたと聞いている。 市街化区域内は当然それで行うのですが、市街化区域外であっても旧巢南町は、それでやっていたとのお話で、必然的に要領を下敷きにして判断していたとのことです。</p>
<p>10. 岐阜県宅地開発指導要領を、瑞穂市で市道編入基準とするという意思決定は、いつ、誰がしたのか。</p>	<p>調査しましても誰が決めたとかそういうことでなく、旧の穂積町は全域市街化区域、都市計画区域内ですし、旧の巢南町の中には市街化区域と農振区域があり、巢南町の宅地開発要領のそのようなものがあり、それにも県の基準に準用すると表現がありますので、合併後も必然的にそれをベースにしてなされてきたのではないかと推測する。</p>

<p>11. それでは、岐阜県宅地開発指導要領を、瑞穂市で市道編入基準とできる根拠はどこにあるのか。</p>	<p>大元は、都市計画区域内は当然都市計画法に基づいていますし、旧巢南町の農振白地なんかに旧巢南町には要綱があったということですし、基本は、都市計画法に準じていたのだらうと私は解釈している。</p>
<p>12. 平成26年9月17日の一般質問において、森企画部長は、当該職員から聞き取った際、都市管理課の市道認定の手書きの資料を参考にし、パソコン入力をした、と述べているが、都市管理課の市道認定の手書きの資料とは何か。 (職員のパソコン入力は、手書き資料を参考にしていたので、合併後より寄附採納の目安となるような資料があり、私案ではないのではないか。)</p>	<p>聞き取り調査からそういった発言が出ていますが、現に手書き資料となるものは確認はできておりません。 ただ、職員も10年経過しており当時あったように記憶しているというような発言がありましたので、そういうものがあったのではないかと考えている。</p> <p>再質問・(質問事項の括弧の中の質問) 行政判断の物差しとする限りは、一定の手続きが必要である。例えば、基準であっても、それを内部の中で意思疎通をするとか、内部決裁をするとかそういうことが一切なされていない。 職員が手書きのものを見ながらパソコンで勤務時間中にパソコンの中に作ったのは公文書としての意味合いを持つが、それを効力をなすためには、一定の手続きを取ることが文書規定に決めている。 そういう手続きを経ないで作ってある。なお且つ、パソコンで作ってあったが、本人は誰にも告げず、引継ぎ者に告げていない。あとから引っ張りだしてきて解った。そういった経緯を考えると効力ある公文書とは言い切れないという判断をしている。</p> <p>再質問・一般質問の中で、実務については県の開発基準要綱に該当するかどうかを優先して考え、上司と相談しながら判断していたという言葉があるが、私案ではなくて上司とも相談していたことは、その際では十分なものではないのか。上司と考えた部分も、適切ではなかったと考えるのか。 今の発言の部分がかどの場面で出てきたのか解りませんが、過去の都市計画法で認めた案件についてのことであれば、上司と相談しながら決裁行為をしていますので、それは決裁という手続きを経ておりますから、その案件については、効力がなされた行為であると思うが、この文書に関しては、そういった行為が一切されていない。その文書の有効性の観点からいうとそれがなされていない以上、公共的な文書でないと思います。</p> <p>再質問・一般質問の答弁中、認定基準は、事務上の手持ち資料として作成したが、実務としては、県の開発指導要領に該当するかを優先して上司と相談していたとの発言があるが、県の要領を優先していたが、手持ち資料としていた認定基準をも使用しながら上司と相談していたのではないのか、職員の答弁の中で言われたことであるが、上司と相談していたことについてもう一度確認をさせていただきたい。 行政行為として自分一人で判断せずに上司と相談することは、当然あるべき、日常的なことですが、手持ち資料を見ながら、それを上司と共有してやったということであれば、多少そういった見解もできるかと思いますが、本人は手持ち資料として持っており、最終的には上司と相談する上においては、県の基準により判断しますということでした。聞き取り調査によりますと、作成した本人は、十分に覚えておられて、5件やりましたといっております。その5件は全て何に基づいたのかということ、県の開発基準に準用して判断しておりますと回答しております。その資料についてはどうであったかという、資料については、まだ作成中のものであり、本人の意識の中でも未完成という認識であったと発言しております。そういうことを総合して勘案すると、その資料は、あくまで資料という範疇であると私は思っております。</p>
<p>13. 平成26年5月8日、平成26年5月21日の産業建設委員会において。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧穂積町と旧巢南町とでは、町道認定基準が異なっていた。 ・ これを合併協議会で議論することになったが議論した形跡はない。 ・ 市道の寄附採納は、行政指導の一種であるので事務方が使いやすい基準を作って当然であるので委任されたと考えた。 ・ 合併協議会が作成しなかったため、必然発生的に内規ができた。 ・ 現実に、調査の時点で平成18年頃作成の現在「瑞穂市市道編入基準」と呼ばれている内容の文書が、職員の共有ホルダーに入っていた。と述べたことは、間違いないですね。 	<p>合併協議会で議論した形跡がないとは言っていないつもりです。ということは、問題が起きた時にさっそく合併協議会の資料を引っ張り出してきて調整事項を見ましたが、合併協議会では当然課題として本来そこで議論されて統一されたものが出来ていればよかったのですが、できてなかった。 聞いた話では、穂積と巢南と背割り水路等の取り扱いで違っていた。担当者はそれなりに苦慮して中々統一した見解が出せず仕舞いになってしまったと認識を持った。 職員も努力をしたんだと認識した。決裁を出しているがボツになった経緯もある。課題を十分にクリアできなかった様である。 その様な認識の上での発言であった。</p>
<p>14. この時点で、瑞穂市市道編入基準を作成した職員を限定するまでに、なぜ時間がかかったのか。</p>	<p>パソコンの履歴から作成者は特定できた。ただ、他の職員にも聞き取り調査をしていた。 なによりも作成した本人は病気休暇中であり、中々会えなかったが、聞き取りをしまして、内容の詳細が解ってきた。</p>

<p>15. 合併協議会が作成しなかったのが必然発生的に内規ができた。と発言したが、その内規を私案であったとし、瑕疵ある行政行為と判断したのはなぜか。</p>	<p>作成した本人に見せた所よく記憶しており、私が作成しましたということをおし立てしております。ただ、不完全なものであり、勿論、決裁も受けていないし、誰にも相談したわけでもないということなので、自分自身も5件やったけども、その時も使わなかったと発言したと報告を受けておりますので、そのような理由から使えないものと判断した。</p> <p>再質問・使えないものだと判断したものであれば、それまでに使っていた基準によるものについては、全てどのようにするのかお考えを伺います。 都市計画内は、県の宅地開発指導要領、外の部分については、1件1件決裁行為がなされておりましたので、1件1件の決裁行為については、1枚1枚見ている時に松野前市長は、突き当たりはどうなっているのかという質問に対して部長は県の開発基準に沿っておりますからという見解を述べて市長も判子を押されたことを類推しますと、それぞれ案件毎に県の開発基準照らし合わせながら判断していたのではないかなと解釈している。</p> <p>再質問・都市計画内においては、その基準により断った道路はないということよろしいか。 今の問題が起きたのと同じ頃、1件都市計画内で同様の道路開発がなされたときに同じ判断で認めなかった例がありました。</p> <p>再質問・都市計画内では、県の開発要領にそってれば、採っていたということよろしいか。 都市計画内では、外にも管理引継ぎになりますが、その案件について行政指導をしたにも関わらず、行政指導に応じなく先方より管理引継ぎを断られた例があります。</p> <p>再質問・その事例が瑞穂市の編入基準により断られた事例になるのではないのでしょうか。 都市計画内ですから計画内は県の行政指導の根拠たる宅地開発指導要領ですから、うちがもっている基準が全然当てはまらないエリアの話ですから。</p> <p>再質問・今のお話では、都市計画内では編入基準は使われないうことですか。 1000㎡以下の場合には使われます。1000㎡以上は県の基準、1000㎡未満は適応されます。</p>
<p>16. この百条委員会における参考人の答弁では、瑞穂市市道編入基準は存在し、市道編入を基準にしていたと述べているが、これをどう思うか。</p>	<p>調査した結果によりますと、作成者自身が引継ぎをしていない。事務を引き継いだ担当者が実際に困って、パソコンの共有ホルダーを探っていたところ、瑞穂市市道編入基準を見つけて、それをあたかも正しいものと錯覚して、引っ張りだして自分の事務のホルダーにいれていた。周りの職員もそういうものがあるという認識を持っていたようである。ただし、いろいろ聞いてみると、それを見たのかと聞くと、いいえ、見ていませんというのが大半で、お客さんがきた時にどうしているのかというと、今担当者が居ませんので、またきてください、というなさない対応をしていた。現実的に、基準があるらしいということだけであって、本当に手元に持っていたのはその担当者だけであつたというような検証している。 現実には、あるらしいということで、担当者だけがもっていたようである。</p>
<p>17. 都市計画区域外の7本（産業建設委員会内で答弁された7本）は、市として都市計画区域内でも寄附採納を認めていた時期であり都市計画区域内でも外でも統一していたとの職員や業者からの意見もあるが、その後、都市計画区域内でも通り抜け道路であることを言われるようになり、都市計画区域内でも開発行為においても寄附採納をされていない道路があるがどの様に考えるのか。職員は市内統一として公平に寄附採納を受けていたのではないか。このことも調査したのか。</p>	<p>先程申しました同時期に、都市計画内にあつた1件がこれだというふうに思います。</p>
<p>18. 最後に本件に関する事で考えることを簡単に述べてください。</p>	<p>今回の事について基本的に考えますと、合併協議会の中で本来すり合わせがされておれば、こういった問題は起きなかったのかなと思います。合併して12年になりますがその段階でこう出てきたということは、ある意味、行政事務の怠慢という言い方ができるのではないかなと反省もしております。</p> <p>ただ、至るまでに先程来お話がありました様に、何もなかったのかというと、県の宅地開発指導要領というものがあつて、それは都市計画法の理念の下でできた制度ですので、それに基づいていた、安易な考えではありますがそれに基づいて進められてきた。</p> <p>今回たまさか顕在してきた訳ですが、もう少し考えてみれば、本来瑞穂市は、行政手続法第46条に規定する行政手続条例というのを作っている。その条例の中に、行政指導という項目が第4章にかいてあると記憶している。確か34条だったと思いますが、今回の様に不特定多数の者に対する応じ方としては、予め文書を作って公表しなければならぬとある。そういった観点で、県下の自治体を見るとどこでも作っておる。それがうちにはなかつたということが、全く面目ないということでありまして事務としての責任を感じるところであります。</p> <p>ただ、市長が何故できなかったかということ、先程来から言っておりますとおり差があつた、その差が埋めきれぬ決断が出来てなかつた。今回、市長がそんなもん6m.にすればいいやろということで、結局背割り水路であろうと道路であろうと6m.が一つの基準やぞと言ってもらえたのでやっと要綱が作れるようになった。ただ、その要綱も先程来話しました様にペラ1枚の要綱なんです、よその要綱と比べますとあまりにも貧弱で、本当にこれが5万都市の瑞穂市の要綱かといわれる内容ですので、他所にもおぼするような要綱を作らないといけないうと作業をさせておりましたが、9月議会にお示しをしたかたつたのですができなかった。</p> <p>本来は、要綱を示して、こういった誤解が生じないようにしておくべきものが行政の正しい姿であると思っております。そのことになっていなかったことについては、私自身も反省しております。議場でも話しましたが、歴代の関つた者の連帯責任だと思っております。</p>

◆追加質問

<p>1 瑞穂市例規集「瑞穂市文書規定第7条(文書の種類)」(1)~(6)のどれにあたるか。 公文書のどれにも当たらないと読めるがどうか。</p>	<p>私も今回の事件があっているんな関連する法規を調べました。、当然、文書規定も見まして、6個ぐらいあったと思います。その中の2号が告示行為のものであるが、本来は告示行為をされるべき文書であったにもかかわらず、そういう事が一切されていない。だから結局は、6号のその他の「など」、等と書いてあるそこにしかに入れないと思っている。</p> <p>再質問・例が9種類あるが、その中にも入らないですか。 はい</p>
<p>2 職員が作成した「手持ち資料として作成した程度」の文書を、寄附採納に際しての市道認定に適用できるのか。</p>	<p>先程来説明したとおりです</p>
<p>3 2と同様の行政事務は、他の分野についても適用できない解釈でいいのか。 行政事務に使えないことでもいいですね。</p>	<p>おっしゃるとおりで、そういう事のないように文書規定の中に手続きが定められている。ですから、勝手に作った文書が、公の判断の基準になることはない。</p>
<p>4 サーンホームの市道に「瑞穂市市道編入基準」を活用したのは、いかなる経緯、もしくは理由なのか。</p>	<p>過去の事例については私は解りませんが、ただサーンホームに関しては、聞き取り調査では、担当者が初めてこういう案件に遭遇したらしい。 前の担当者は、引継ぎをする間にはそういった案件が一件もなかったらしい。ですけど、これを見ればいいよということで基準を渡した。 今の担当者が始めて遭遇して、本来、起案というのは、ある程度の判断をして、これによろしいかと回すのが起案です。 担当者の話によると、自分では判断できなくて、あちこち聞いていたようだが、決裁を回しておけば、もし間違っておればチェックがかかるということで回したらしいです。</p>
<p>5 「瑞穂市市道編入基準」を、「市道編入への判断基準の内規として活用」して「成された今までの行政行為の全て」とは、先程2件あるとのことでしたが、それでいいか。</p>	<p>先程お答えしたとおりです。</p>
<p>6 サーンホームの申請道路と同様の道路で、寄附採納を認めた道路は、どういう判断基準に拠って認めたのか。 県の指導要領でいいですか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>7 「瑞穂市民有地道路の寄附に係る取り扱い要綱」は、市長が親族のために、「瑞穂市市道編入基準」を変更したもののなか。</p>	<p>私は、サーンホームというところが、市長の息子さんの会社ということは知らなかったです。 ただ、お兄さんが仕事をしていますので、関連がある程度の認識しかなかった。 今回のその決裁文書を見まして、基準よりは要綱の方がいいので、要綱に市長が改められたのかなという認識を持ちました。旧の穂積町・巢南町の取り扱いが違っていて担当が悩んでいるという話は前に聞いていた。それが、今度市長の判断により担当としては楽になった。 私自身はいい方向になったと解釈した。</p>
<p>◎開発事業の適正化に関する指導要綱には、事前協議をするのは、10㎡以上の事業とある。事前協議はされたのか。 また、調整会議はされたのかどうか。</p>	<p>まず10㎡以上というのは、当市ぐらいしかない。建物でいうと建築確認が必要なものであるためのものと考ええる。 現在、調整協議はパソコン上で行い、意見を付している。 今回については、最初は図面も書類も何もなしで相談にみえたが、何か資料はないかと言われ、県の指導要領を渡した。 相談に応じたことが事前協議に当たる。 事前協議で問題が解決できない場合は、調整会議を開くことになるが今回は、それに至らなかった。 今回、事前協議の段階で判断できなかったのを、判断を仰ぐために決裁を回したものである。</p>
<p>◎断った物件があるとの事であるが、何を使って断ったのか。</p>	<p>正に、その編入基準を使って断ったので誤った。</p> <p>再質問・開発許可が下りているのを優先するのか、市の要望が優先するのか。 一例でいうと、牛牧街道に繋げて欲しいと行政指導し要望した例があるが、断られた経緯がある。 本田の件は認定基準を使ったので断ってしまった。</p>
<p>◎今まで引き継がれてきたものを、パソコンで管理しただけであるが、その事についてどの様に考えるのか。</p>	<p>基本的には、ものさしとして引き継がれてきたものであると思うが、公文書としては決裁も何もされていなく、使われてもいない。また、未完成でもあり正式な基準としては認められない。 事務引継ぎがされていない。</p>
<p>◎内規を付けて決裁されているが、何故チェックできずに決裁してしまったのか。</p>	<p>決裁にはこの内規がついており、これを使用しての判断であると考えているが、決裁は先に問題点を解決し追認するものであるため、認識の違いであった。</p>

<p>◎瑕疵ある行為と間違えた行為は、その責任はどうなるのか。</p>	<p>職員の場合は、懲罰委員会でどの程度に当たるか検討する。 特別職については、職員の過失の度合いにより処分が決まってくる。</p>
<p>◎今までに同じ条件にも関わらずに行き止まり道路で、市道認定していないものは何本あるのか。</p>	<p>都市計画外では7本あり現地も確認していただいた。 都市計画内で却下したのは、1本でそれ以外はありませんでした。</p>
<p>◎本田の時期はいつ頃か</p>	<p>同じ時期ではあるが、担当者は異なる。</p>

平成26年10月24日

瑞穂市市道認定基準は、平成25年6月17日当時存在したか。
合併時や合併後、どのような寄附採納であり認定してきたか。

質問事項	松野前市長	豊田前副市長
1. 貴方は、合併以前は、どのような職にありましたか。 (市長・副市長は、何年から何年までですか)	私自身、合併の当時は、瑞穂市の市長を勤めさせていただきました。 その期間は、ちょっと正確には私覚えておりませんが、任期を見ていただければ判ると思います。 職歴 H6.8.12～H15.4.30 穂積町長 H15.6.1～H19.5.15 瑞穂市長	前、副市長をしていました。 職歴 H14.4.1～H19.12.31 議会事務局長 H20.1.1～H23.6.30 副市長
2. 合併時の職は何でありましたか。	当時の合併時は、穂積町の町長でございました。	合併時においては、私は議会事務局長を拝命しておりました。
3. 合併時には、合併協議会があったことは覚えていらっしゃいますか。	承知しております。	合併時において、合併協議会がありましたことを記憶しております。
4. そのとき、それぞれの町道の認定基準につき、どのような問題があったか覚えていらっしゃいますか。	私自身としては、記憶にございません。 ただ、合併時にどのような協議がされたかということにつきましては、当時の合併委員会にて協議されておりますので、その内容につきましては、タッチしておりませんので、分かりません。	合併協議会においては、それぞれ各種部会がございました。 私は、所属しておりましたのは議会事務局の関係でございますが、総務部会だったというふうに記憶しておりましたが、その部会に所属しておりました。 只今の案件の道路認定云々という話は、私の部門に該当せず、全然議題に上がっておりません。
5. 瑞穂市になって市道の寄附採納に係わる基準(内規)は、どの様になっていたのか覚えていらっしゃいますか。	当時の合併時の寄附採納についての基準というものは、特に設けてはおりませんでした。基本的な考え方としては、その地域の住民にプラスになるのかマイナスになるのかということを中心に最大の物差しとして担当に検討させております。	私が副市長になりました時に、事前協議というものがございます。以前は、議会事務局でしたので全然ノータッチでございました。 副市長になりましたから事前協議という問題がございましたので、私が就任して少したってからかどうかちょっと記憶がございませんが、担当課の方に基準があるのかどうかということを探ったことがございました。 尋ねた結果、今、記憶しておりますのは、4行か5行の箇条書きのものが私の手元に届いたというふうに記憶がございます。 再質問・4行か5行ということでしたが、内容については記憶はありますか。 詳細に内容は、ちょっと記憶がございません。4行か5行かそれも定かではありませんが、あったことは、見たことはございます。
6. その基準(内規)の呼び名を覚えていらっしゃいますか。またその内容について覚えていらっしゃいますか。	基準、内規そのものの詳しいものはありませんというのか、私自身見ておりません。	私の手元へきましたのは、表題は書いてございませんでした。例えば何々要綱とか、何々基準という表題は書いてございませんでした。 箇条書き、1. 2. 3というような箇条書きの項目でございましたので、この分については、告示行為をせずに職員が手持ちで今までのことをそのまま、チェック項目といいますが、そういうふうな類のものとして理解しておりました。
7. 寄附採納に係わる運用についての基準(内規)は、いつ頃から運用していたか分かかりますか。	それは分かりません。記憶にありません。	私は、ずっと職員でございました。 職員の時に色々な課を回ったわけですが、瑞穂市ではなくて穂積町の都市計画の中の開発道路につきましては、位置指定道路を採っていたらいい、その道路が当市の背割り水路にくっつくようにというようなことで、そんな様な内容を耳にしておりました。 きちっと私が基準とかそういうものを見た訳ではございませんが、そういう内容で進んでおるといふふうに理解しておりました。

<p>8. それまでは、何を基準（内規）に市道認定していましたか。</p>	<p>市道の認定します基準は、あくまでもその地域の住民にとってプラスになるのか、マイナスになるのかということが、最大の考え方の基本でした。 そして、大体、市道につきましては、それぞれ都市計画がありますので、その基準に合致するかしないかということが一つのまた基準、物差しになっておりました。</p>	<p>先程申しましたように、私が副市長になりました確認をしたその書類の4行、5行、今はどういふ言葉で表現されておったか確認はできませんが、その内容に基づいて担当課は行政を進めておったというふうに理解しています。</p>
<p>9. 職員は、岐阜県宅地開発指導要領に該当するかどうかを優先に考え、上司と相談して判断しており、瑞穂市市道編入基準だけを用いて判断してはいけないと答えているが、市の道路認定についてどう考えていたのか。</p>	<p>これも先程申し上げましたように、地域の住民の利益になるのかどうかということが最大の物差しでございました。 そして、その場合に、その基準がそれぞれの物差しに合っているのかどうかということも併せて検討しています。</p>	<p>先程申しましたように、開発につきましては、私が理解しておりますのは、県の位置指定道路を取っていただくのが前提でございます。 そして、その内容は、瑞穂市が先程申しました、4行か5行だったかというふうに理解しておりますが、その内容に照らし合わせて該当すれば寄附採納を受けておったというふうに思います。 寄附採納が出来ないものについては、私道として寄附を受けないというようなことだったというふうに理解しています。</p>
<p>10. (豊田前副市長) 宅地開発に伴う会議はあったのか。どんな会議だったのか。道路認定については議題となったのか。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>10m以上だったというふうに理解しておりますが、事前協議書を提出していただくということになっていたというふうに理解しています。 協議書が関係担当部長あるいは課長に行っておったかも分かりませんが、その人数までは分かりませんが、その協議をするようにということで当時はメール配信をして、それぞれ何かご意見がありませんかということで、それぞれの方から持ち上がるようになっておったというふうに理解しております。 その中で、私が副市長になりましたから全体を見るということもございまして、たまたま基準が私がちょっと理解できない部分は、担当課に電話したりしたこともあります。 そういった意味では私は、先程申しました4行か6行かちょっと記憶はございませんが、その基準を見ながら進めておったというふうに理解しております。 再質問・分からない部分と言われましたが、その分からない部分について、職員に尋ねたことですが、誰に尋ねたか覚えていませんか。 ちょっと定かではないですが、部長ではなく課長が直接の担当だったか、その当時は誰かかっていうことは確定できなかったが、多分課長でなかったかと思えます。</p>
<p>11. 最高責任者として決裁印を押す事はどんな意味がありますか。 (豊田前副市長) 行政事務の責任者として決裁印を押す事はどんな意味がありますか。</p>	<p>私が決裁印を押すということは、行政でのその事務につきまして、OKという意味でございますので、その内容につきましては、一切私が責任を持つという考え方でやっておりました。</p>	<p>その職における責任行為を覚悟した上で、決裁印を押しておると私はしております。</p>
<p>12 この案件でお考えになること、市道認定に思う事があればお話し下さい。</p>	<p>私がこの道路認定につきまして、基準につきましてどうかという考えであれば、私自身が考えておりましたことと、現在、おやりになっている方のお考えになっていることと、若干ズレがあるのではないだろうかということは思いますけれど、それは有権者の方の判断でございますので、何も申すことはありません。</p>	<p>先程申し上げましたが、担当者から4行か5行のそういったメモというマニュアルを見た段階に、ゆとりを持って云々を判断してきておりましたが、今、考えますと、その時の基準を公開してそれぞれの事業に適合するように公開した基準を作るべきであったというふうに反省しております。</p>